

島田眞一先生の略歴と業績

島田眞一先生の略歴

年 月	事 項	
昭和17年 1 月	広島県立三原に生まれる	
昭和35年 3 月	広島県立三原高等学校普通科卒業	
昭和35年 4 月	広島大学政経学部政経学科入学	
昭和38年 9 月	国家公務員上級職（甲）採用試験合格	
昭和39年 3 月	広島大学政経学部政経学科卒業	
昭和39年 4 月	国税庁長官官房人事課	（～昭和41年 5 月）
昭和41年 6 月	関東信越国税局調査査察部調査課国税調査官	（～昭和44年 6 月）
昭和43年 6 月	日本商工会議所簿記検定 1 級合格	
昭和43年 9 月	公認会計士第 2 次試験合格	
昭和44年 7 月	大蔵省証券局企業財務課企画係調査主任	（～昭和47年 6 月）
昭和47年 7 月	吉田税務署長（広島国税局管内）	（～昭和48年 6 月）
昭和48年 7 月	国防会議事務局参事官補	（～昭和50年 4 月）
昭和50年 5 月	日本貿易振興会（JETRO）アジアババ駐在事務所 （エチオピア）所長	（～昭和53年 8 月）
昭和53年 9 月	国税庁長官官房事務管理課課長補佐	（～昭和56年 6 月）
昭和56年 7 月	福岡国税局関税部部长	（～昭和58年 6 月）
昭和58年 7 月	造幣局東京支局総務課課長	（～昭和60年 6 月）
昭和60年 7 月	国税庁直税部資産評価企画官	（～昭和61年 6 月）
昭和61年 7 月	札幌国税局総務部部长	（～昭和62年 6 月）
昭和62年 7 月	石油公団資金部部长	（～平成元年 6 月）
平成元年 7 月	国税庁徴収部徴収課課長	（～平成 2 年 6 月）

平成2年7月	大阪国税不服審判所次席審判官	(～平成3年6月)
平成3年7月	広島国税不服審判所審判所長	(～平成5年7月)
平成5年7月	特殊法人 公害健康被害補償予防協会理事 (経理・財務担当)	(～平成10年6月)
	(現 独立行政法人 環境再生保全機構)	
平成7年7月	公認会計士第3次試験合格	
平成10年7月	島田公認会計士事務所所長	
平成11年2月	米国公認会計士試験合格 (カルフォルニア州)	
平成11年4月	太陽監査法人非常勤	
平成11年4月	中央アジア研究所 (非営利法人) 監事 (ボランティア活動)	
平成12年4月	日本公認会計士協会調査企画局局長 (リサーチ・センター担当)	
平成17年4月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授任用	(平成17年4月1日～平成21年3月31日)
平成20年4月	日本公認会計士協会 業務本部長兼自主規制本部長	(～平成22年12月)
平成21年4月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授委嘱	(平成21年4月1日～平成24年3月31日)
平成23年1月	東陽監査法人 IFRS シニア・アドバイザー審理室所属	
平成24年3月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授定年退職	
平成24年4月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授委嘱	(平成24年4月1日～現在に至る)
平成24年6月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科名誉教授	

島田眞一先生の主な業績

1. 英独仏3カ国の公認会計士制度等の調査報告

(1) 英独仏における公認会計士監査制度の調査報告

単著日本公認会計士協会 JICPA ジャーナル

平成13年12月から2週間にわたり、英国、ドイツ、及びフランスの各国公認会計士協会を訪問し、公認会計士制度について、日本公認会計士協会の調査第3課長とともに実施した調査を報告している。当該調査は、平成14年にはいって、我が国の

公認会計士法が改正される可能性があることから、欧州主要国の監査制度を調査し、我が国の公認会計士法改正の基礎資料を準備した。

平成13年12月にエンロン事件が勃発し、14年7月に米国に企業会計改革法が成立したが、この影響を受けて、我が国の公認会計士法の改正が一挙に実現し、平成16年4月1日から、改訂公認会計士法が施行されることになった。

(2) 英独仏3か国の公認会計士団体の概要

単著平成14年5月 JICPA ジャーナル

英国の勅許会計士協会の2団体、ドイツの経済監査士会議所及び公認会計士協会、フランスの会計監査人協会及び公認会計士協会の3か国6団体を訪問し、各国の自主規制団体である公認会計士協会について、その法的位置付け、管轄官庁との関係、組織及び権限、公認会計士数、監査対象会社数等について取りまとめている。

(3) 英独仏における中小会社監査制度の概要

単著平成14年7月 JICPA ジャーナル

我が国の会計ビッグバンは、次の事象に適応するために行われたものである。

- ①資本取引の国際化への対応、
- ②バブル経済崩壊後の我が国資本市場の信頼性回復、
- ③情報社会の進展

反面、中小企業の会計基準や監査制度のあり方については置き去りにされてきた。そこで英独仏の中小企業の監査制度や会計制度の実態を調査し、中小企業の監査制度について取りまとめている。

(4) 英独仏における公認会計士試験制度の概要

単著平成14年10月 JICPA ジャーナル

試験制度の改正は、我が国公認会計士法改正の課題の一つであったことから、英独仏の公認会計士試験の概要について調査し、取りまとめたものである。各国の歴史を踏まえ試験制度もその国の特徴があり、米国式に流されない文化と伝統を試験制度のなかに読み取っている。今回の我が国の改正公認会計士法による新しい試験

制度については、米国制度に追従したものとしている。

2. 継続企業の前提の開示について

単著平成14年8月 JICPA ジャーナル

平成14年1月25日公表の改定監査基準により、継続企業の前提について重要な疑義がある場合には、企業は当該重要な疑義の内容と当該疑義に対する対策を開示することが求められた。当該開示に対して監査人は開示された重要な疑義の実態を検証しその対策を検討し、監査報告書に意見を表明することになった。

これはリスク経済社会において投資者は、企業の継続性に対する情報を強く求めており、当該リスク情報に対して、第3者である監査人のチェックにより信頼性を付加する制度である。当該制度は、平成15年3月期決算から適用されることになったことから、上場会社である3月期決算会社について、その開示状況と監査意見の概要について調査し、取りまとめている。

3. 包括的長期為替予約のヘッジ会計に関する監査上の留意点（審理情報 No.19）に対する訴訟について

平成18年3月 JICPA ジャーナル

我が国の超低金利状況が長期に亘り継続する中で米国ドル金利との数%という金利格差を利用した10年という長期の包括的予約為替商品が販売されている。当該為替予約がヘッジ会計に適用されるかどうかという問題が表面化し、協会は審理情報を公表して、予定取引におけるヘッジ要件を明らかとした。当該商品を販売している者から当該商品がヘッジ会計の対象として利用できないことになり、損害を被ったとして、訴訟が提起された。

訴訟は平成17年11月に最高裁判決により協会の勝訴に終わった。訴訟に直接携わった者として、その経緯を説明している。

4. 「繰延資産について—企業会計と税務の乖離—」

単著平成20年1月『JTRI 税研』（財団法人 日本税務研究センター）

会社法は会計処理に関する基準を全面的に企業会計基準に委ねた。そのために、

従来規定していた繰延資産の規定が削除された。繰延資産の取扱いについては、商法規定を軸として、従来、会計と税法の調整が図られてきた。会社法の規定が削除されたことにより、繰延資産について、企業会計と税法の乖離がどのようになるか、過去の乖離状況を振り返りながら、取りまとめている。

5. 「最近の企業会計上の個別問題について」

単著平成20年2月『租税研究』（社団法人日本租税研究協会）

平成18年から19年にかけて多くの企業会計基準が公表された。会社法の制定や国際会計基準とのコンバージェンに対応して会計基準との見直しも次から次へと行われている。そのために、公認会計士から、連結の範囲の問題、法人税法と会計処理の関係等多様な質問が寄せられており、その内から実務に参考となる問題を取り上げ、解説している。

6. 会計基準の国際的統一化と会社法・税法の関係

平成21年1月租税研究2009年5月現在世界の100か国以上国が国際財務報告基準(IFRS)を導入し、又は導入を表明している。我が国では、平成21年6月30日、企業会計審議会から「国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された。

IFRSは上場会社の連結財務諸表にのみに適用され、課税上、確定決算主義が採用されているドイツやフランス等では個別財務諸表には自国基準が適用される。我が国においても、ドイツやフランス等と同様に、個別財務諸表は配当可能利益の計算や課税所得の計算のために存在意義がある。そこで、投資者への開示用の連結財務諸表を作成するIFRSと、個別財務諸表の作成基準である自国基準の関係について、検討し取りまとめている。

7. 『会計&ファイナンスの軌跡とその新たな視点』

単著平成22年3月『CUC [View & VISION] No.29』

現在、世界の120か国以上が国際財務報告基準(IFRS)を導入し、又は導入方針を表明している。我が国では、平成22年3月期から一定の上場会社の連結財務諸表

に IFRS の任意適用が始まった。平成24年には強制適用についての最終判断が行われることになっている。

従来の取得原価主義会計は、企業を取り巻く多様な利害関係者を対象に、継続企業を前提に過去の事業年度の業績を算定・報告するものであった。

IFRS は、財務情報の提供対象を、第一義的には、企業リスクの最終的な負担者である投資家や債権者に限定し、過去の業績よりも、グローバルな厳しい市場競争に勝ち抜いていくだけの経営基盤、財政基盤を備えているかどうかを判断するに有用な情報提供を目的としている。

このような会計基準の変遷は、継続企業の前提が必ずしも約束されない、倒産リスクを念頭に厳しい市場競争・技術競争に立ち向かわなければならないという、企業環境の大きな変化にあるということを解説している。

8. 固定資産の減損と税法との関係

単著平成22年10月『租税研究』（社団法人 日本租税研究協会）

固定資産の減損会計は、固定資産の収益性が著しく低下した場合に、それを固定資産の帳簿価額に反映する会計処理である。従来の取得原価主義会計の下では、固定資産を処分し損失が実現した段階で固定資産の抱える損失を認識することであった。これでは、事業の失敗を先送りし、企業の利害関係者に適切な財務情報を提供できないことから、固定資産の減損会計は、取得原価主義会計の枠内で、取得原価を修正する会計処理として導入されたものである。

当該会計基準は、固定資産が将来にわたり獲得するキャッシュ・フローを見積もって計算し、これを一定の利率で割り引いて現在価値を求め、当該現在価値が帳簿価格よりも低い場合に、その差額を帳簿価額から減額し費用処理するものである。そのために、当該会計基準には、経営者の見積りがいたるところに組み込まれ、公正性や客観性を重視する税法にはなじみにくい会計基準である。IFRS が導入されても、税法は当該会計基準とは距離を置かざるを得ないことを説明している。

9. 企業会計基準の最近の動向について

単著平成23年9月『租税研究』9月号（社団法人 日本租税研究協会）

IFRS とのコンバージェンスが進行する中で、我が国の会計基準が資産・負債アプローチの公正価値会計の観点から改訂等が進んでいる。平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されている、次の会計基準についてその概要をまとめている。

- ①企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」
- ②企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」
- ③改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」

次いで、平成23年3月31日以後終了する事業年度から連結財務諸表について適用されている企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の概要と、当会計基準の個別財務諸表への適用が先送りされた背景について説明している。

平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用されている企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」は、多くの会計基準の改正を要求し、また、金融商品取引法、会社法及び税法と複雑に関連する基準であることから、それらとの関係を整理している。

最後に、IFRS は連結財務諸表に適用される基準であり、配当可能利益算定（会社法）や課税所得算定（税法）の基盤となる個別財務諸表の会計基準とは分離すべきだとの議論が強くなっており、連単分離論の今後の動向について言及している。

また「最近の監査照会事例について」として社団法人日本租税研究協会「租税研究」につきの論考を寄稿されている。

「租税研究」2001年6月号

- ①会計ビッグバンによる我が国会計基準の変革の経緯について
- ②平成13年3月期決算の照会事例について

「租税研究」2002年6月号

- ①中小企業の会計基準について
- ②平成14年3月期決算の照会事例について

「租税研究」2003年1月号

- ①税効果会計導入の経緯

②税効果会計の個別問題

「租税研究」2003年8月号

①不良債権処理の会計基準

②金融再生プログラムに対する日本公認会計士協会の対応（DCF法の実務指針の作成，繰延税金資産の計上の厳格化等）

以上